

# 処 分 基 準

平成 8年 1月 1日作成

法 令 名 : 静岡県金属くず営業条例
根 拠 条 項 : 第14条
処 分 の 概 要 : 金属くずの差止め
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 警察署長
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 金属くず商等の取り扱っている物品が被害届又は遺失届の出されている物品である場合等に、その物品の保管を命じる。
問 い 合 わ せ 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
備 考 :